

2019 年度 水質検査計画



鍋屋上野浄水場旧第1ポンプ所
(名古屋市指定文化財)

2019年3月

目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1～2
3	水源からじゃ口に至るまでの水質状況	2
4	定期の水質検査	3～5
5	臨時の水質検査	5
6	水質検査方法	5
7	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	5～6
8	水質検査の精度及び信頼性確保	6
9	関係機関との連携	6

1 基本方針

名古屋市上下水道局（以下、「当局」という。）では、お客さまの信頼に応え、安全でおいしい水道水をお届けするために水源からじゃ口までの水質管理を行っています。この中で、水道水の水質基準適合検査、浄水処理前後の水質試験、水源の水質監視といった水質管理業務はとても重要です。

お客さまから信頼され、安心してお使いいただける水道水をお届けできるように、以下の方針に基づいて水質検査計画を策定し、より適切な水質管理に努めます。

(1) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目及び水質基準項目）は、過去の検査結果により検査を省略できる項目であっても、省略することなく全て水質検査を行います。また、水質管理上必要な項目についても水質検査を行います。

(2) 検査地点

給水区域内を代表するじゃ口（給水栓水）、浄水場に入る水（浄水場の入口）、浄水場から送り出される水（浄水場の出口）及び河川水等について行います。

(3) 検査頻度

過年度の水質検査結果及び水源周辺地域の状況などを考慮して設定します。

2 水道事業の概要

なごやの水道は、木曾川の表流水を水源とし、犬山取水場（犬山市）と朝日取水場（一宮市）で水を取り入れています。犬山取水場で取り入れた水は、春日井浄水場と鍋屋上野浄水場へ、朝日取水場で取り入れられた水は、大治浄水場へ送られます（図1をご覧ください）。

また、水道水を貯めたり、水圧を増したりする8か所の配水場、3か所のポンプ所を管理しています。

なごやの水道は、大治町などの市外給水を含め、給水人口約245万人（2017年度）の規模に達し、普及率は100%となっています。

給水状況と浄水施設の概要は、表1及び表2のとおりです。



図1 取水場と浄水場の位置

表1 給水状況 (2017年度)

配水量	
年間総給水量	278,385,470 m ³
1日平均給水量	762,700 m ³
1日最大給水量	831,809 m ³

表2 浄水施設の概要

浄水場名	春日井浄水場	鍋屋上野浄水場	大治浄水場
所在地	春日井市鷹来町4957番地	千種区宮の腰町1番33号	海部郡大治町大字堀之内 字上六反地983番地
水源	表流水(木曾川)	表流水(木曾川)	表流水(木曾川)
浄水処理方法	凝集沈でん・急速ろ過	凝集沈でん・急速ろ過 普通沈でん・緩速ろ過	凝集沈でん・急速ろ過
給水能力 (m ³ /日)	590,000	150,000(急速系) 140,000(緩速系)	544,000

3 水源からじゃ口に至るまでの水質状況

(1) 水源から浄水場までの水質状況

木曾川の水質は、水源流域での環境保全及び水質保全によって良好な水質が保たれています。しかし、流域の開発による環境変化やダム湖の水質変化は水道水質に影響をもたらすおそれがあります。水源の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目は表3のとおりです。各浄水場では、これら水源の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を行っています。

表3 水源の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目

水源の汚染要因	突発汚染事故による油分等の流出 降雨による濁水の発生及びかび臭物質等の流入 工場排水に含まれる化学物質の流出 微小な藻類の繁殖によるかび臭物質の発生 藻類の光合成に伴うpH値の上昇
水質管理上注意すべき項目	濁度、臭気、残留塩素、pH値、かび臭など

(2) じゃ口(給水栓水)の水質状況

水道水は、すべての検査地点において水質基準を満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

4 定期の水質検査

(1) 検査項目

当局では、定期の水質検査として、水道法で義務付けられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）に加えて、水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目、要検討項目、放射性物質、その他の項目）について検査を行っています（図2をご覧ください。）。

検査項目の内容は、表4のとおりです。

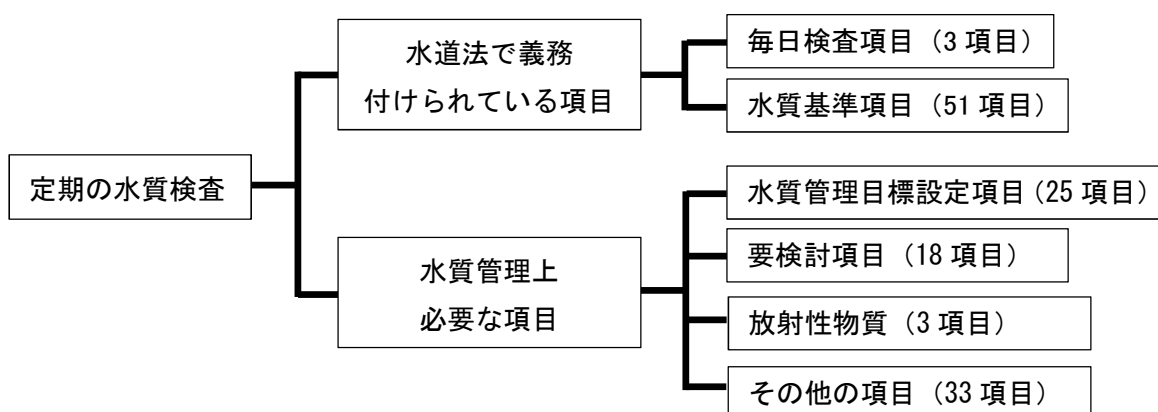


図2 定期の水質検査項目

表4 検査項目の内容

定期の水質検査	項目	項目の内容
水道法で義務付けられている項目	毎日検査項目	色、濁り、消毒の残留効果の3項目
	水質基準項目	水道法に規定された人の健康に関連する項目など51項目
水質管理上必要な項目	水質管理目標設定項目※1	金属類、有機物質、消毒副生成物、農薬類など25項目
	要検討項目※2	ダイオキシン類、消毒副生成物など18項目
	放射性物質	ヨウ素131、セシウム134、セシウム137の3項目
	その他の項目※3	生物化学的酸素要求量（BOD）、クリプトスポリジウム・ジアルジアの病原微生物試験など33項目

※1 検出レベルは高くないものの、将来にわたり水道水の安全性の確保のために必要とされる項目となります。

※2 毒性評価が定まらず、もしくは浄水中の存在量の不明などの点から、情報や知見を収集すべき項目となります。

※3 水源の汚染指標となる項目等となります。

(2) 検査地点

検査地点は表5のとおりです。

検査地点は、水源（木曽川本川、木曽川支川）、浄水場（入口、出口）及びじゃ口（給水栓水）となります。

水源の水質変化は、水道水質に影響を及ぼすおそれがあることから、木曽川流域に調査地点を設定し、定期的に水質調査を行っています（7ページの別図1をご覧ください。）。また、浄水場では、浄水場の入口から水道水ができる過程においても水質検査を行い、木曽川の水質に合わせて適正な浄水処理を行っています。

表 5 検査地点

検査項目	検査地点				
	水源		浄水場		じゃ口 (給水栓水)
	木曽川 本川 (飛騨川を含む)	木曽川 支川	入口	出口	
毎日検査項目	—	—	—	—	◎
水質基準項目	○	○	◎	◎	○
水質管理目標設定項目	○	○	○	○	○
要検討項目	○	○	○	○	○
その他の項目	○	○	○	○	○

◎：全項目を実施しています（「浄水場入口」については、味を除きます）。

○：項目を選択して実施しています。

(3) 検査頻度

ア 水道法で義務付けられている項目

○ 毎日検査項目

毎日検査項目は、給水区域内の 25 か所に水質連続監視装置を設置し、24 時間連続して検査を行います（検査地点は、8 ページの別図 2 (毎日検査地点) をご覧ください。)



水質連続監視装置

○ 水質基準項目

水質基準項目は、配水系統を代表する 20 か所のじゃ口で検査を行います（検査地点は、8 ページの別図 2 (定期検査地点) をご覧ください。）。ただし、水質基準項目のうち、送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている項目（9 ページの別表 1：No. 3～5、7、9、11～20、36、39～41、44、45）については、じゃ口に代えて浄水場の出口で検査を行います。検査頻度は、過去の検査結果や水源の状況等を踏まえて、決定しています（9 ページの別表 1 をご覧ください。)



誘導結合プラズマ質量分析計
(金属類の分析)



ガスクロマトグラフ質量分析計
(有機物質の分析)

イ 水質管理上必要な項目

水道法で義務付けられている水質検査以外の地点及び項目についても、水道水質が安定し、良好であることを確認するために1回/年～1回/月の頻度で検査を行います(10ページの別表2をご覧ください。)

なお、農薬類は、水源地域での使用実績や毒性などを考慮して、検査する農薬の種類を選んでいきます(11～13ページの別表2(3)農薬類をご覧ください。)

5 臨時の水質検査

以下のような状況により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を実施します。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他、特に必要があると認められるとき

検査項目は、状況に応じて選択します(14ページの別表3をご覧ください。)。ただし、検査が省略できない9項目(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度)については、状況に関わらず検査を行います。また、採水地点は、配水系統を代表する20か所のじゃ口及び浄水場の出口の中から、水質異常の内容とその範囲を正確に把握できる適当な場所で行います。

6 水質検査方法

水質検査は当局が行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が示した検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)により行います。その他の項目の検査は、上水試験方法(日本水道協会)等により行います。

ただし、特殊な分析機器が必要なダイオキシン類の検査は、経済性、合理性の観点から専門の検査機関に委託します。

7 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査計画及び水質検査結果は、当局公式ウェブサイト公表しています。水質検査計画による水質検査をはじめ、木曽川の水質調査などの検査結果詳細については、水質管理年報(水道編)に掲載します。水質管理年報(水道編)は、市政情報センター、市内の各区図書館、営業所またはサービスステーションをご覧ください。

また、水質検査計画の見直しは、図3のとおり、内容についてお客さまのご意見をいただきながら、毎年よりよい水質検査計画を作成するプロセスとなっています。

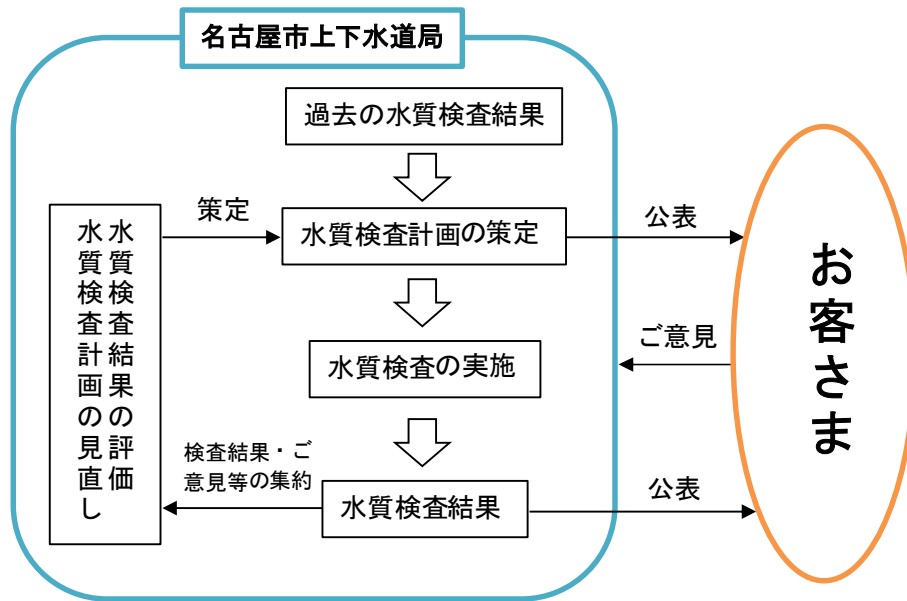


図3 水質検査計画の見直しと策定の流れ

8 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その検査結果は正確で信頼性の高いことが求められています。そのため、当局では平成18年10月31日に（公社）日本水道協会から「水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）」の認定を取得し、水質検査の信頼性の確保に努めています。

また、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、水質検査の妥当性評価を実施しました。さらに、教育訓練、内部の水質検査精度管理の実施、厚生労働省や愛知県健康福祉部が主催する水質検査精度管理事業への参加などにより、水質検査精度の向上と水質検査結果の信頼性確保に努めています。

9 関係機関との連携

当局では、岐阜県、愛知県、三重県の県営水道事業体と構成する木曾川水系水道水質協議会を通じて木曾川の水質調査や水道技術の交流をはじめ、厚生労働省が実施する調査研究事業等に協力するなど、関係機関と協力して水道の水質管理に取り組んでいます。

また、国土交通省が主催する木曾川水系水質保全連絡協議会の一員として、水質事故対策訓練や水質事故連絡網に参加しています。

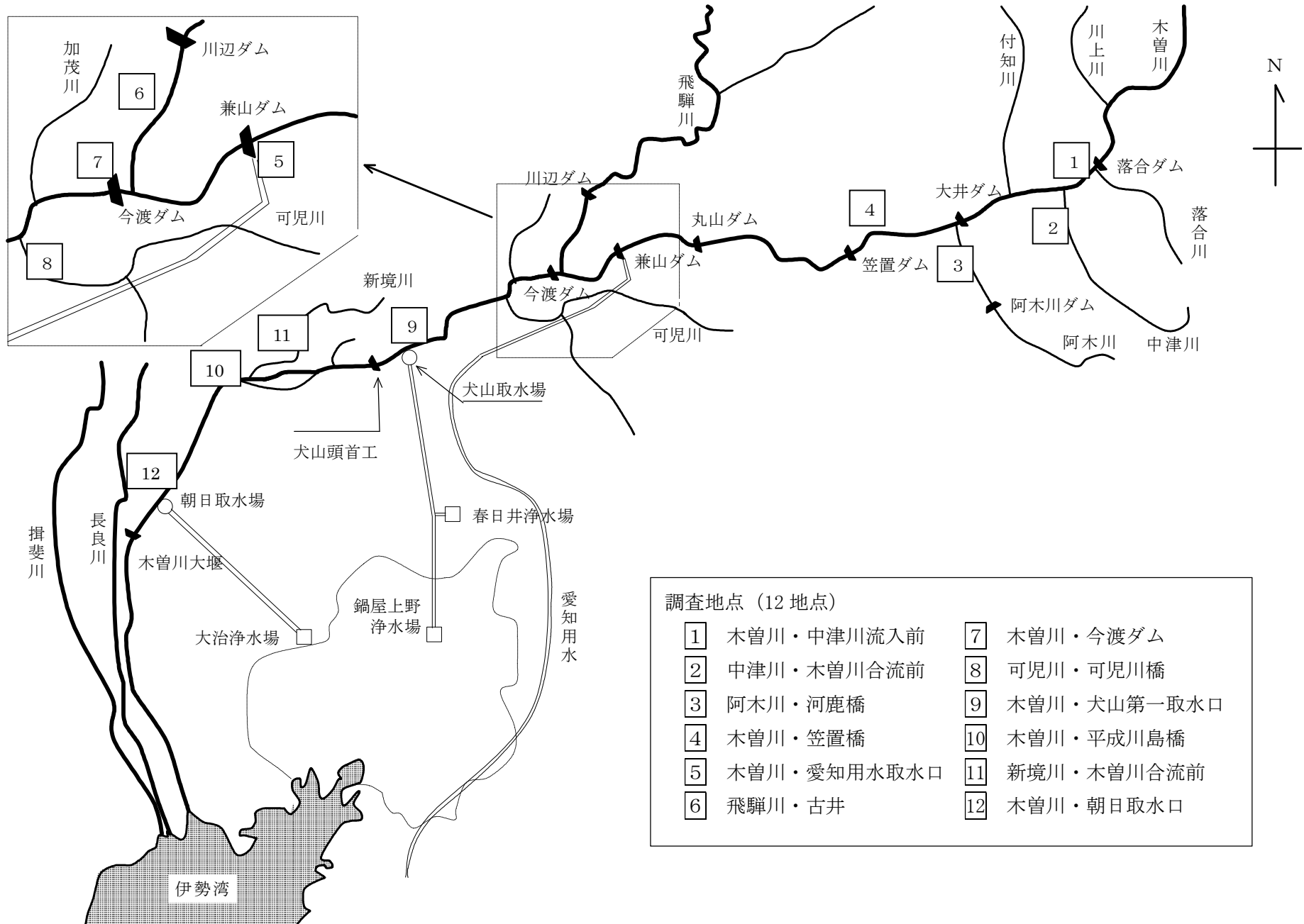
【お問い合わせ先】

水質管理課水質企画係

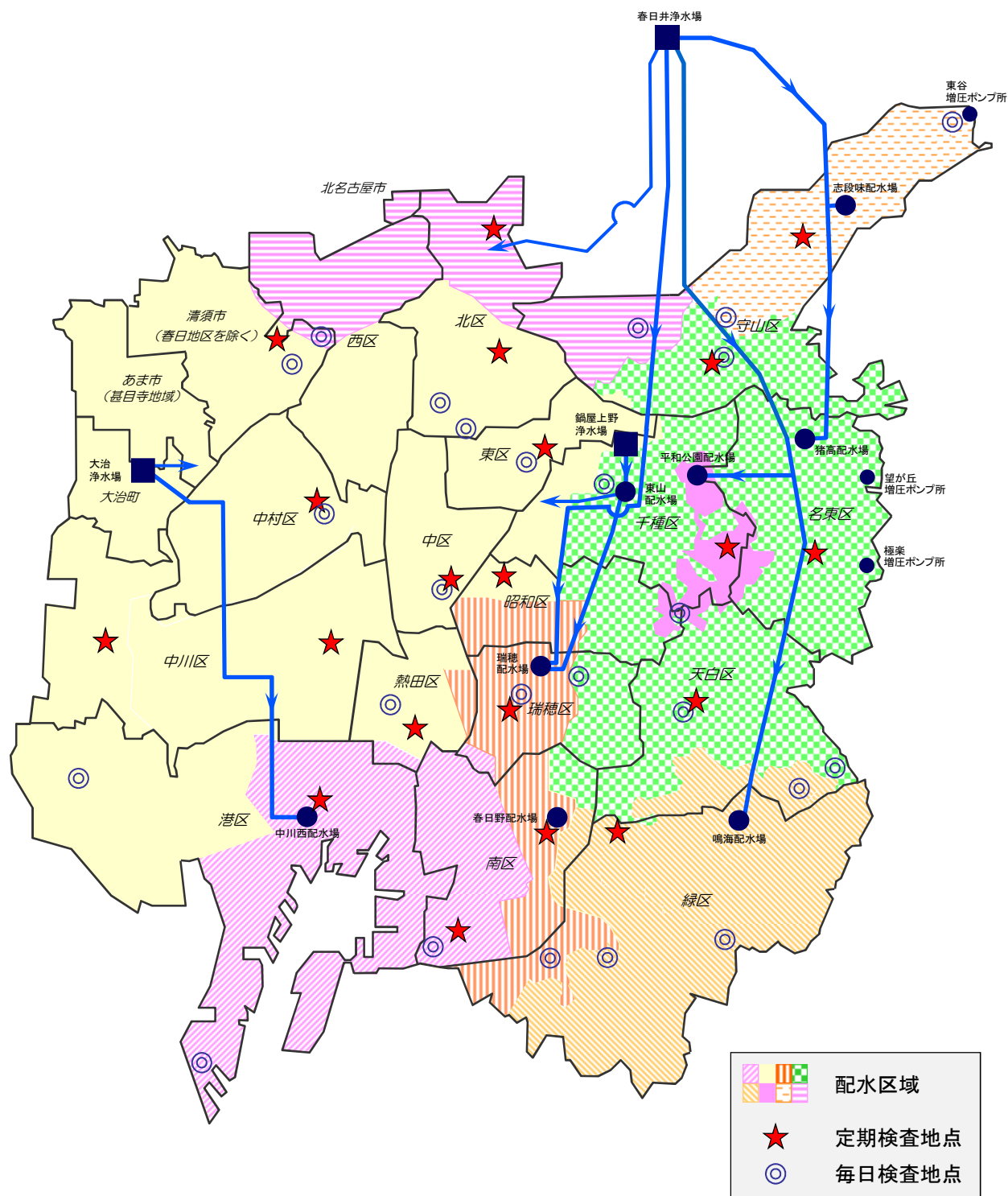
〒464-0012 名古屋市中区千代田1丁目1番12号

TEL：052-269-9931 FAX：052-269-9394

別図1：木曾川の調査地点



別図2: 検査地点



別表1：水質基準項目（項目の説明：15～21ページ）

No.	項目	単位	基準値 (mg/L)	水道法に基づく検査頻度		実施検査頻度（回/年）		検査頻度の設定理由	備考	
				基本頻度	最低頻度※1	じゃ口	浄水場出口			
1	一般細菌	個/mL	100	1回/1月	1回/1月	12	12	1回/1月検査を行います（検査頻度の緩和不可）。	病原性微生物	
2	大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと			12	12			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	1回/3月	1回/3年※2	12	12	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、4回/年～1回/1月の頻度で検査を行います。	無機物質 重金属	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005			—	4			
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01			12	12			
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01			12	12			
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01			12	12			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.05			12	12			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04			4	12			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01			4	12			1回/3月検査を行います（検査頻度の緩和不可）。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10			12	12			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8			12	12			
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1	1回/3年※2	1回/3年※2	12	12	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/3月～1回/1月の頻度で検査を行います。	一般有機化合物	
14	四塩化炭素	mg/L	0.002			4	12			
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05			—	4			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04			4	12			
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02			4	12			
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01			4	12			
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01			4	12			
20	ベンゼン	mg/L	0.01			4	12			
21	塩素酸	mg/L	0.6			4	12			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02			4	12			
23	クロロホルム	mg/L	0.06	4	12					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	4	12					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1	4	12					
26	臭素酸	mg/L	0.01	1回/3月	1回/3月	4	4	1回/3月検査を行います（検査頻度の緩和不可）。	消毒副生成物	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1			4	12			
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03			4	12			
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03			4	12			
30	ブロモホルム	mg/L	0.09			4	12			
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08			4	4			
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1	1回/3年※2	1回/3年※2	12	12	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/1月の頻度で検査を行います。	色	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2			12	12			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	1回/3月	1回/3月	12	12	1回/1月検査を行います。	味覚	
35	銅及びその化合物	mg/L	1			12	12			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	1回/3年※2	1回/3年※2	12	12	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/1月の頻度で検査を行います。	色	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05			12	12			
38	塩化物イオン	mg/L	200	1回/1月	1回/1月	12	12	1回/1月検査を行います（検査頻度の緩和不可）。	味覚	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	300	1回/3月	1回/3年※2	12	12	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/3月～1回/1月の頻度で検査を行います。		
40	蒸発残留物	mg/L	500			1	4			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2			—	4		発泡	
42	ジェオスミン※4	mg/L	0.0001	藻類発生時期に月1回	藻類発生時期に月1回	12	12	藻類発生時期に月1回検査を行います。	臭気	
43	2-メチルイソボルネオール※5	mg/L	0.0001			12	12			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	1回/3月	1回/3年※2	—	4	過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/3月検査を行います。	臭気	
45	フェノール類	mg/L	0.005			—	4			
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	3	1回/1月	1回/1月	12	12	1回/1月検査を行います（検査頻度の緩和不可）。	基礎的性状	
47	pH値		5.8～8.6			12	12			
48	味		異常でないこと			12	12			
49	臭気		異常でないこと			12	12			
50	色度	度	5			12	12			
51	濁度	度	2			12	12			

※1 過去3年間の検査結果から緩和される検査頻度を示します。

※2 水源の状況から原水水質が大きく変化しない場合、過去3年間におけるすべての検査結果が、水質基準値の1/10以下のときは、1回/3年まで緩和することができます。

※3 水源の状況から原水水質が大きく変化しない場合、過去3年間におけるすべての検査結果が、水質基準値の1/5以下のときは、1回/1年まで緩和することができます。

※4 正式名：(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※5 正式名：1,2,7,7-テトラメチルピンコ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

表中の検査地点（じゃ口及び浄水場出口）は、色ごとにそれぞれ、法令で義務付けられている項目（橙） 水質管理上必要な項目（無色） を表しています。

別表2：2019年度の年間検査回数（項目説明：15～24ページ）

(1) 水質基準項目（51項目）

番号	水質基準項目	水源		浄水場		(給水栓水) じゃく
		木曾川 本川 (飛騨川 を含む)	木曾川 支川	入口	出口	
基1	一般細菌	12	—	12	12	12
基2	大腸菌	12	—	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	12	12	12	12	12
基4	水銀及びその化合物	2	—	4	4	—
基5	セレン及びその化合物	12	12	12	12	12
基6	鉛及びその化合物	12	12	12	12	12
基7	ヒ素及びその化合物	12	12	12	12	12
基8	六価クロム化合物	12	12	12	12	12
基9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	—	12	12	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12
基12	フッ素及びその化合物	12	12	12	12	12
基13	ホウ素及びその化合物	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	2	—	12	12	4
基15	1,4-ジオキサン	—	—	4	4	—
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	2	—	12	12	4
基17	ジクロロメタン	2	—	12	12	4
基18	テトラクロロエチレン	2	—	12	12	4
基19	トリクロロエチレン	2	—	12	12	4
基20	ベンゼン	2	—	12	12	4
基21	塩素酸	12	—	12	12	4
基22	クロロ酢酸	—	—	12	12	4
基23	クロロホルム	2	—	12	12	4
基24	ジクロロ酢酸	—	—	12	12	4
基25	ジブロモクロロメタン	2	—	12	12	4
基26	臭素酸	—	—	12	12	4
基27	総トリハロメタン	2	—	12	12	4
基28	トリクロロ酢酸	—	—	12	12	4
基29	ブロモジクロロメタン	2	—	12	12	4
基30	ブロモホルム	2	—	12	12	4
基31	ホルムアルデヒド	—	—	4	4	4
基32	亜鉛及びその化合物	12	12	12	12	12
基33	アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12
基34	鉄及びその化合物	12	12	12	12	12
基35	銅及びその化合物	12	12	12	12	12
基36	ナトリウム及びその化合物	12	—	12	12	12
基37	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12	—	12	12	12
基40	蒸発残留物	—	—	4	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	4	—	4	4	—
基42	ジェオスミン	12	—	12	12	12
基43	2-メチルイソボルネオール	12	—	12	12	12
基44	非イオン界面活性剤	4	—	4	4	—
基45	フェノール類	4	—	4	4	—
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	12	12	12	12	12
基47	pH値	12	12	12	12	12
基48	味	—	—	—	12	12
基49	臭気	12	—	12	12	12
基50	色度	12	12	12	12	12
基51	濁度	12	12	12	12	12

検査回数は、検査地点によって異なることがあります。

(2) 水質管理目標設定項目 (25項目)

番号	水質管理目標設定項目	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曾川本川 (飛騨川を含む)	木曾川支川	入口	出口	
目1	アンチモン及びその化合物	12	12	12	12	12
目2	ウラン及びその化合物	12	12	12	12	12
目3	ニッケル及びその化合物	12	12	12	12	12
目5	1,2-ジクロロエタン	2	—	12	12	4
目8	トルエン	2	—	12	12	4
目9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	—	—	4	4	—
目10	亜塩素酸	—	—	4	4	4
目12	二酸化塩素	使用していないため検査を省略				
目13	ジクロロアセトニトリル	—	—	4	4	4
目14	抱水クロラール	—	—	4	4	4
目15	農薬類	—	—	8	8	—
目16	残留塩素	—	—	—	12	12
目17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	水質基準項目として検査を実施				
目18	マンガン及びその化合物	水質基準項目として検査を実施				
目19	遊離炭酸	—	—	—	12	—
目20	1,1,1-トリクロロエタン	2	—	12	12	4
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	2	—	12	12	4
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	12	—	4	4	—
目23	臭気強度 (TON)	—	—	—	12	12
目24	蒸発残留物	水質基準項目として検査を実施				
目25	濁度	水質基準項目として検査を実施				
目26	pH値	水質基準項目として検査を実施				
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	—	—	4	4	1
目28	従属栄養細菌	—	—	12	12	12
目29	1,1-ジクロロエチレン	2	—	12	12	4
目30	アルミニウム及びその化合物	水質基準項目として検査を実施				

検査回数は、検査地点によって異なることがあります。

(3) 農薬類 (86項目)

番号	農薬類	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曾川本川 (飛騨川を含む)	木曾川支川	入口	出口	
3	2,4-D (2,4-PA)	—	—	8	8	—
4	EPN	—	—	8	8	—
5	MCPA	—	—	8	8	—
6	アシュラム	—	—	8	8	—
8	アトラジン	—	—	8	8	—
11	アラクロール	—	—	8	8	—
12	イソキサチオン	—	—	8	8	—
14	イソプロカルブ (MIPC)	—	—	8	8	—
15	イソプロチオラン (IPT)	—	—	8	8	—
16	イプロベンホス (IBP)	—	—	8	8	—
18	インダノファン	—	—	8	8	—
19	エスプロカルブ	—	—	8	8	—
21	エトフェンプロックス	—	—	8	8	—
24	オキサジクロメホン	—	—	8	8	—
26	オリサストロビン	—	—	8	8	—
27	カズサホス	—	—	8	8	—
28	カフェンストロール	—	—	8	8	—
30	カルバリル (NAC)	—	—	8	8	—
31	カルプロパミド	—	—	8	8	—
32	カルボフラン	—	—	8	8	—
33	キノクラミン (ACN)	—	—	8	8	—

番号	農薬類	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曾川 本川 (飛騨川 を含む)	木曾川 支川	入口	出口	
34	キャプタン	-	-	8	8	-
35	クミルロン	-	-	8	8	-
38	クロメプロップ	-	-	8	8	-
40	クロルピリホス	-	-	8	8	-
41	クロロタロニル (TPN)	-	-	8	8	-
42	シアナジン	-	-	8	8	-
43	シアノホス (CYAP)	-	-	8	8	-
44	ジウロン (DCMU)	-	-	8	8	-
45	ジクロベニル (DBN)	-	-	8	8	-
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	-	-	8	8	-
51	ジチオピル	-	-	8	8	-
52	シハロホップブチル	-	-	8	8	-
53	シマジン (GAT)	-	-	8	8	-
54	ジメタメトリン	-	-	8	8	-
55	ジメトエート	-	-	8	8	-
56	シメトリン	-	-	8	8	-
58	ダイアジノン	-	-	8	8	-
59	ダイムロン	-	-	8	8	-
61	チアジニル	-	-	8	8	-
62	チウラム	-	-	8	8	-
63	チオジカルブ	-	-	8	8	-
65	チオベンカルブ	-	-	8	8	-
68	トリクロピル	-	-	8	8	-
69	トリクロルホン (DEP)	-	-	8	8	-
70	トリシクラゾール	-	-	8	8	-
71	トリフルラリン	-	-	8	8	-
72	ナプロパミド	-	-	8	8	-
77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	-	-	8	8	-
79	ピリブチカルブ	-	-	8	8	-
80	ピロキロン	-	-	8	8	-
81	フィプロニル	-	-	8	8	-
82	フェニトロチオン (MEP)	-	-	8	8	-
83	フェノブカルブ (BPMC)	-	-	8	8	-
85	フェンチオン (MPP)	-	-	8	8	-
86	フェントエート (PAP)	-	-	8	8	-
87	フェントラザミド	-	-	8	8	-
88	フサライド	-	-	8	8	-
89	ブタクロール	-	-	8	8	-
90	ブタミホス	-	-	8	8	-
91	ブプロフェジン	-	-	8	8	-
92	フルアジナム	-	-	8	8	-
93	プレチラクロール	-	-	8	8	-
94	プロシミドン	-	-	8	8	-
96	プロピコナゾール	-	-	8	8	-
97	プロピザミド	-	-	8	8	-
98	プロベナゾール	-	-	8	8	-
99	プロモブチド	-	-	8	8	-
100	ベノミル	-	-	8	8	-
101	ペンシクロン	-	-	8	8	-
102	ベンゾビスクロン	-	-	8	8	-
103	ベンゾフェナップ	-	-	8	8	-
105	ペンディメタリン	-	-	8	8	-
107	ベンフルラリン (ベスロジン)	-	-	8	8	-
108	ペンフレセート	-	-	8	8	-
109	ホスチアゼート	-	-	8	8	-

番号	農薬類	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曽川 本川 (飛騨川 を含む)	木曽川 支川	入口	出口	
110	馬拉チオン (マラソン)	-	-	8	8	-
111	メコプロップ (MCPP)	-	-	8	8	-
112	メソミル	-	-	8	8	-
113	メタラキシル	-	-	8	8	-
114	メチダチオン (DMTP)	-	-	8	8	-
116	メトミノストロビン	-	-	8	8	-
117	メトリブジン	-	-	8	8	-
118	メフェナセット	-	-	8	8	-
119	メプロニル	-	-	8	8	-
120	モリネート	-	-	8	8	-

(4) 要検討項目 (18項目)

番号	要検討項目	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曽川 本川 (飛騨川 を含む)	木曽川 支川	入口	出口	
要1	銀及びその化合物	12	12	12	12	12
要2	バリウム及びその化合物	12	12	12	12	12
要3	ビスマス及びその化合物	12	12	12	12	12
要4	モリブデン及びその化合物	12	12	12	12	12
要16	スチレン	2	-	2	2	2
要17	ダイオキシン類	-	-	1	1	-
要24	フタル酸ジ (n-ブチル)	-	-	4	4	-
要25	フタル酸ブチルベンジル	-	-	4	4	-
要28	ブロモクロロ酢酸	-	-	12	12	4
要31	ブロモ酢酸	-	-	12	12	4
要32	ジブロモ酢酸	-	-	12	12	4
要34	トリクロロアセトニトリル	-	-	4	4	4
要35	ブロモクロロアセトニトリル	-	-	4	4	4
要36	ジブロモアセトニトリル	-	-	4	4	4
要37	アセトアルデヒド	-	-	4	4	4
要40	キシレン	2	-	12	12	4
要42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	-	-	2	2	-
要43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	-	2	2	-

検査回数は、検査地点によって異なることがあります。

(5) 放射性物質 (3項目)

番号	放射性物質	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曽川 本川 (飛騨川 を含む)	木曽川 支川	入口	出口	
1	ヨウ素131	12	-	12	12	12
2	セシウム134	12	-	12	12	12
3	セシウム137	12	-	12	12	12

検査回数は、検査地点によって異なることがあります。

(6) その他の項目 (33項目)

番号	その他の項目	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曽川 本川 (飛騨川 を含む)	木曽川 支川	入口	出口	
1	水温	12	12	12	12	12
2	遊離残留塩素	-	-	-	12	12
3	総アルカリ度	12	12	12	12	12

番号	その他の項目	水源		浄水場		(給水栓水) じゃ口
		木曾川 本川 (飛騨川 を含む)	木曾川 支川	入口	出口	
4	電気伝導率	12	12	12	12	12
5	溶存酸素 (DO)	12	12	12	—	—
6	アンモニア態窒素	12	12	12	—	—
7	硫酸イオン	12	12	12	12	12
8	生物化学的酸素要求量 (BOD)	12	12	12	—	—
9	化学的酸素要求量 (COD)	12	—	—	—	—
10	浮遊物質 (SS)	4	—	—	—	—
11	クロロフィル a	12	—	—	—	—
12	溶存有機炭素	12	12	12	—	—
13	溶存リン	12	—	—	—	—
14	全リン	12	—	—	—	—
15	溶存窒素	12	—	—	—	—
16	全窒素	12	—	—	—	—
17	硝酸態窒素	12	12	12	12	12
18	トリハロメタン生成能	2	—	2	—	—
19	大腸菌群	12	—	12	12	12
20	クリプトスポリジウム	—	—	4	4	—
21	ジアルジア	—	—	4	4	—
22	嫌気性芽胞菌	—	—	4	4	—
23	カルシウム	12	—	12	12	12
24	マグネシウム	12	—	12	12	12
25	カリウム	12	—	12	12	12
26	ケイ素	12	12	12	12	12
27	スズ	12	12	12	12	12
28	溶存態鉄	12	12	12	—	—
29	溶存態マンガン	12	12	12	—	—
30	1, 1, 2-トリクロロエタン	2	—	12	12	4
31	1, 3-ジクロロプロペン	2	—	12	12	4
32	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2	—	12	12	4
33	藻類	12	—	12	—	—

検査回数は、検査地点によって異なることがあります。

別表3：臨時の水質検査

臨時の水質検査を実施する状況	検査項目
湧水などで水源の水質が著しく悪化したとき	消毒副生成物、TOCなど
油・有害物質の流入などで、水源に異常があったとき	臭気、シアン化物イオンなど
水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき	一般細菌、大腸菌など
凝集不良などで浄水過程に異常があったとき	濁度、残留塩素など
配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき	一般細菌、大腸菌など

水質検査項目の説明

毎日検査項目		
項	目	説 明
1	色	水道水に色がついていないことを確認する。外観検査であるが、水質基準項目の色度の検査に代えることができる。
2	濁り	水道水が濁っていないことを確認する。外観検査であるが、水質基準項目の濁度の検査に代えることができる。
3	消毒の残留効果	水道水に残留塩素があり、安全性が保たれていることを確認するため、残留塩素濃度を検査する。

水質基準項目			
項	目	説 明	備 考
1	一般細菌	体温程度の温度で繁殖する細菌で一般には無害な雑菌。生活排水や土などに生育する細菌類が河川水に含まれている。浄水場の塩素消毒で除かれるため、平常時は水道水中には極めて少ないが、著しく増加した場合は、病原菌に汚染された疑いがある。	病原微生物
2	大腸菌	人や動物の腸内に生育し糞便とともに排出される細菌で、一般には無害であるが一部に病原性を示すものがある。浄水場の塩素消毒で除かれるため、平常時は水道水中では検出されないが、水道水中で検出された場合には、病原菌に汚染された疑いがある。	
3	カドミウム及びその化合物	一般に鉱山排水や工場排水から混入し河川水で検出されることがある。電池、メッキ、顔料に使われる。イタイイタイ病の原因となった物質である。木曾川への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	無機物質 ・ 重金属
4	水銀及びその化合物	自然にある微量の無機水銀の他に、工場排水、農薬、下水等から混入することがある。電池、蛍光灯、体温計などに使われる。有機水銀化合物は水俣病の原因となった物質である。木曾川への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	
5	セレン及びその化合物	一般に鉱山排水、工場排水などから混入し河川水で検出されることがある。半導体の材料、薬剤に使われる。皮膚障害や肝臓障害などの健康影響がある。木曾川への工場などからの排出量は少ない。	

6	鉛及び その化合物	地質由来の他に、鉱山排水、工場排水等から混入し河川水で検出されることがあるが、浄水場の沈でんとろ過で除かれる。疲労、皮膚蒼白などの健康影響がある。鉛製水道管を使用している場合水道水で検出されることがあるので、水道管を取り替えるか、朝一番など使い始めの水は飲用以外に使う必要がある。	無機物質 ・ 重金属
7	ヒ素及び その化合物	地質由来の他に、鉱山排水、工場排水等から混入し河川水で検出されることがあるが、急速ろ過で除かれる。合金、半導体材料に使われる。皮膚の異常、末梢神経症などの慢性的な健康影響のある物質である。木曽川への工場などからの排出量は少ないが、自然由来のもので検出されることがある。	
8	六価クロム化合物	自然にはほとんどなく、鉱山排水、工場排水等から混入し河川水で検出されることがある。クロムメッキ、皮なめしに使われる。木曽川への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	
9	亜硝酸態窒素	窒素肥料、動植物遺体の分解、生活排水、下水などから河川水に入る窒素のうち、アンモニアから硝酸に変化する中間の生成物である。塩素消毒により分解するので水道水からはほとんど検出されていない。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	河川水で検出されることはまれだが、工場排水等から混入することがある。メッキ、害虫駆除剤に使われる。死に至る急性中毒を起こす物質である。シアン化物が塩素処理されると塩化シアンとなる。木曽川への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水ではほとんど検出されていない。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	窒素肥料、動植物遺体の分解、生活排水、下水などから河川水に入る。高濃度に含まれると、幼児にメトヘモグロビン血症を起こす物質である。木曽川では低い濃度に保たれており、浄水処理でほとんど変化しないので、原水や水道水も同じ程度の濃度である。	
12	フッ素及び その化合物	地質由来の他に、工場排水から河川水に混入する。適量では、むし歯予防の効果があるが、高濃度では斑状歯を起こす物質である。木曽川への工場などからの排出量は少ないが、自然由来のもので検出されている。	
13	ホウ素及び その化合物	火山地帯の地下水、温泉水から混入することがある。また金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業で使われ、工場排水から河川水に入る。嘔吐、腹痛下痢などの健康影響がある。木曽川への工場などからの排出量は少ないが、自然由来のもので検出されている。	

14	四塩化炭素	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。フロンの原料、有機溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがある。肝臓、腎臓、神経系統の障害などの健康影響がある。木曽川流域への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	一般有機化学物質
15	1,4-ジオキサン	有機溶剤や安定剤として使われる他、非イオン界面活性剤の洗剤の不純物としても含まれ、地下水を汚染した例がある。発がん性から水質基準が設定されている。木曽川流域への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。有機溶剤、染料抽出剤に使われる他、自然界でトリクロエチレンが分解して生成することもある。地下水を汚染することがある。木曽川流域への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	
17	ジクロロメタン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。塗料、塗装の剥離剤、洗浄剤に使われ、地下水を汚染することがある。木曽川流域への工場などからの排出量は多いが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	
18	テトラクロロエチレン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。ドライクリーニングの溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがある。発がん性から水質基準が設定されている。木曽川流域への工場などからの排出量は多いが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	
19	トリクロロエチレン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。有機溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがある。発がん性から水質基準が設定されている。木曽川流域への工場などからの排出量は多いが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	
20	ベンゼン	有機化合物で空気中に揮発し易い。合成ゴム、合成皮革、染料等に使われ、地下水を汚染することがある。発がん性から水質基準が設定されている。木曽川流域への工場などからの排出量は多いが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	

21	塩素酸	消毒剤の二酸化塩素の注入により生成する場合と次亜塩素酸ナトリウムの不純物として含まれる場合がある。赤血球細胞への影響から水質基準が定められている。木曾川流域のパルプ工場が漂白剤として二酸化塩素を使用しており、原水中で検出される。また、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、水道水でも検出される。	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。	
23	クロロホルム	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで、トリハロメタンのうちクロロホルムが最も多く生成する。肝臓、腎臓障害の健康影響がある。	
24	ジクロロ酢酸	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。発がん性から水質基準が設定されている。	
25	ジブロモクロロメタン	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで、生成量は原水中の臭素イオン濃度に影響される。	
26	臭素酸	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの不純物及びオゾン処理時の副生成物である。発がん性から水質基準が設定されている。	
27	総トリハロメタン	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムを合計したもの。トリハロメタンの生成量は、原水の有機物質濃度、塩素注入量、水温などに影響され、これらが高いほど多く生成する。名古屋市の水道水は、原水中の有機物質濃度が少ないこと、塩素注入量を少なくしていることなどから、水質基準に比べて十分低い。	
28	トリクロロ酢酸	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。	
29	ブロモジクロロメタン	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで、生成量は原水中の臭素イオン濃度に影響される。	
30	ブロモホルム	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで、生成量は原水中の臭素イオン濃度に影響される。	
31	ホルムアルデヒド	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。また、合成樹脂の原料や生物標本の固定液としても使われる。	

32	亜鉛及びその化合物	地質由来の他に鉱山排水、工場排水から河川水に混入する。また亜鉛メッキ鋼管の水道管からの溶け出し検出されることがある。水質基準値の1mg/L以上で白濁したり、お茶の味が悪くなったりする。木曽川の原水に含まれる量は少なく、水道水中の濃度も高くない。	色
33	アルミニウム及びその化合物	地質由来の他に工場排水から河川水に混入する。また、浄水処理の凝集剤として硫酸アルミニウムやポリ塩化アルミニウムが使用される。浄水場の沈でん、ろ過でほとんど除去される。高濃度に含まれると白濁の原因となる。水質基準値の0.2mg/Lは着色を防止する観点から設定されている。	
34	鉄及びその化合物	地質由来の他に鉱山排水、工場排水から河川水に混入する。浄水場の沈でん、ろ過でほとんど除去されるが、鉄の水道管のさびにより水道水に含まれることがある。高濃度に含まれると金気臭や着色、混濁して赤水の原因となる。水質基準値の0.3mg/Lは洗濯物への着色を防止する観点から設定されている。	
35	銅及びその化合物	地質由来の他に鉱山排水、工場排水から河川水に混入する。また給水装置等に使用される銅管、真鍮器具から溶け出して水道水で検出されることがある。石けんのかすと反応して銅石けんを作り、タイルなどの着色の原因となる。水質基準値の1.0mg/Lは洗濯物への着色を防止する観点から設定されている。木曽川の原水に含まれる量は少なく、水道水中の濃度も高くない。	
36	ナトリウム及びその化合物	海からの風送塩や工場排水などから河川水に含まれる。水道水では、さらに浄水処理での水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウムの使用により増加する。水質基準値の200mg/Lは水道水の味に影響する濃度である。木曽川の原水に含まれる量は少なく、水道水中の濃度も高くない。	味覚
37	マンガン及びその化合物	地質由来の他に鉱山排水、工場排水から河川水に混入する。消毒剤の塩素に酸化されて黒い粒子となり、いわゆる黒水の原因となることがあるが、名古屋市では急速ろ過の前に塩素剤を注入しマンガンを除去している。水質基準値の0.05mg/Lは黒水の防止という点から設定されている。	色
38	塩化物イオン	海からの風送塩、工場排水、生活排水から河川水に含まれる。水道水では、塩素剤の使用により増加する。200～300mg/Lを超えると塩味を感じるので、水質基準値200mg/Lは味覚の点から設定されている。木曽川の原水に含まれる量は少なく、水道水中の濃度も高くない。	味覚

39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	ミネラル分であるカルシウムとマグネシウムの量を炭酸カルシウムに換算して表したもので、主に地質に由来する。硬度が低すぎると淡白な味、高すぎるとしつこい味がする。また、硬度が高いと石けんの泡立ちが悪くなる。120mg/L以下が軟水、120mg/L以上が硬水とされる。水質基準値 300mg/L は石けんの泡立ち等への影響を防止する点から設定されている。木曽川は火山岩地質を流れるため原水に含まれる量は少なく、名古屋市の水道水は軟水である。	味覚
40	蒸発残留物	水を蒸発させたときの残渣で、主にカルシウム、ナトリウムなどの塩類及び有機物である。多いと苦味、渋みを感じ、適度ではまろやかさを出すとされている。水質基準値 500mg/L は味覚の点から設定されている。	
41	陰イオン界面活性剤	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川水に混入する。高濃度では泡立ちの原因となる。水質基準値 0.2mg/L は泡立ちを防止する点から設定されている。木曽川の原水に含まれる量は少なく、水道水中の濃度も高くない。	発泡
42	ジェオスミン	別名 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルヘプタリン-4a (2H)-オール。湖沼やダム湖で繁殖するアナベナ、オシラトリアなどの藍藻類、または放線菌等の細菌類により作られる異臭味の原因物質で、水道水にかび臭をつける。微量でも臭気を感じられ、水質基準値 0.00001mg/L は臭いの観点から設定されている。	臭気
43	2-メチルイソボルネオール	別名 1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール。湖沼やダム湖で繁殖するフォルミディウム、オシラトリアなどの藍藻類、または放線菌等の細菌類により作られる異臭味の原因物質で、水道水にかび臭をつける。微量でも臭気を感じられ、水質基準値 0.00001mg/L は臭いの観点から設定されている。	臭気
44	非イオン界面活性剤	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川水に混入する。高濃度では泡立ちの原因となる。水質基準値 0.02mg/L は泡立ちを防止する点から設定されている。	発泡
45	フェノール類	工場排水の混入により河川水で検出されることがある。微量であっても、消毒用の塩素と反応してクロロフェノールを生成し、異臭味の原因となる。木曽川への工場などからの排出量は少なく、原水や水道水で検出されていない。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	水に含まれる有機物の量。土に含まれるもののほか、ダム湖などで繁殖する藻類、工場排水、生活排水、下水の混入によっても増加する。水道水に多いと渋みをつける。	味覚

47	pH 値	水の酸性、アルカリ性を示す指数。7 が中性で、7 より小さくなると酸性が強くなり、7 より大きくなるとアルカリ性が強くなる。原水及び水道水は中性の 7 付近の値である。	基礎的 性状
48	味	水の味。水に含まれる物質の種類・濃度により感じ方が異なる。通常は浄水処理により異常のない水道水となる。	
49	臭気	水の臭い。藻類など生物に起因するかび臭物質、フェノール等の有機化合物の臭いが問題になることがある。通常は異常のない水道水である。	
50	色度	水の色の程度を示す。河川水は主に土の成分のため黄褐色となるが、浄水処理で除かれ無色となる。水道水では、鉄錆（赤褐色）により着色することがある。水質基準値の 5 度は白い浴槽で感知できる程度の色である。	
51	濁度	水の濁りの程度を示す。河川水は主に土の粒子のため濁っているが、浄水処理で除かれ透明となる。水質基準値の 2 度は、肉眼でほとんど透明と認める限度である。	

水質管理目標設定項目			
項 目	説 明	備 考	
1	アンチモン及びその化合物	地質由来の他、鉱山排水や工場排水から河川水に混入することがある。半導体材料、鉛等との合金、顔料などに使われる。木曽川への工場などからの排出量は少なく、原水や水道水でほとんど検出されていない。	無機物質 ・ 重金属
2	ウラン及びその化合物	微量ではあるが自然の土に含まれているものが河川水に混入することがある。目標値は放射能ではなく腎臓障害から定められている、原水や水道水でほとんど検出されていない。	
3	ニッケル及びその化合物	自然の土に含まれるものの他、鉱山排水や工場排水から河川水に混入することがある。ステンレス鋼、メッキ、貨幣、顔料などに使われる。木曽川への工場などからの排出もあり、原水や水道水で検出されることがある。	
5	1,2-ジクロロエタン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。塗装の剥離剤、プリント基板の洗浄剤に使われ、地下水を汚染することがある。発がん性から目標値が設定されている。木曽川流域への工場などから排出もあるが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	一般有機 化学物質
8	トルエン	空気中に揮発し易い有機化合物で、染料、香料、樹脂や塗料の溶剤（シンナー）、ガソリンの添加物に使用される。木曽川流域への工場などからの排出量は多いが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	

9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	プラスチックに柔軟性を持たせる可塑剤の一つで、ポリ塩化ビニルフィルム、シート、レザーに使われている。木曽川流域への工場などから排出もあるが、水系に入るものは少なく、原水や水道水でほとんど検出されていない。	一般有機化学物質
10	亜塩素酸	消毒剤の二酸化塩素の注入により生成する場合と次亜塩素酸ナトリウムの不純物として含まれる場合がある。赤血球細胞への影響から目標値が定められている。	消毒副生成物
12	二酸化塩素	塩素の代替消毒剤。トリハロメタン生成が少ないなどの特徴があるが、亜塩素酸、塩素酸などの副生成物を生成する。	
13	ジクロロアセトニトリル	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。分解しやすく、一部ジクロロ酢酸になる。	
14	抱水クロラール	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつである。	
15	農薬類	総農薬方式で、個々の農薬の検出値をその農薬の目標値で除した数値を合計したものを検出指標値とし、検出指標値が1を超えないことが目標値である。測定を行う農薬は流域における使用状況を勘案して選定する。	農薬
16	残留塩素	水道水の安全性を確保するために塩素で消毒を行い、じゃ口で残留塩素を保持する必要がある。濃度が高くなると塩素臭が強くなるので、おいしい水の観点から 1mg/L 以下の目標値が定められている。	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準と同じ項目。硬度が低すぎると淡白な味、高すぎるとしつこい味がする。水質基準値は 300mg/L 以下であるが、おいしい水の観点から 10~100mg/L の目標値が定められている。	味覚
18	マンガン及びその化合物	水質基準と同じ項目。消毒剤の塩素に酸化されて黒い粒子となり、いわゆる黒水の原因となることがある。水質基準値は 0.05mg/L 以下であるが、水道水の着色を防止し、より質の高い水道水を供給するという観点から 0.01mg/L の目標値が定められている。	色
19	遊離炭酸	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水に清涼感を与えるが、多いと刺激が強くなり、水道施設に腐食の障害を生じる原因となる。おいしい水の観点から 20mg/L の目標値が定められている。	味覚

20	1,1,1-トリクロロエタン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易い。ドライクリーニングの溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがある。臭いの点から0.3mg/Lの目標値が定められている。木曾川流域への工場などから排出されているが、ほとんど空気中に排出されるため、原水や水道水で検出されていない。	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	有機化合物で空気中に揮発し易い。有機溶剤、ガソリンの添加剤に使われ、地下水を汚染することがある。臭いの点から0.02mg/Lの目標値が定められている。	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	水中の有機物の量を表す指標。土壤に起因するほか、工場排水、生活排水、下水の混入によっても増加する。水道水に多いと渋みをつける。おいしい水の観点から3mg/Lの目標値が定められている。	味覚
23	臭気強度(TON)	臭気の強さを数値で表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで希釈し、その希釈倍数で臭気の強さを示す。おいしい水の観点から3以下の目標値が定められている。	臭気
24	蒸発残留物	水質基準と同じ項目。多いと苦味、渋みを感じ、適度ではまろやかさを出すとされている。水質基準値は500mg/L以下であるが、おいしい水の観点から30~200mg/Lの目標値が定められている。	味覚
25	濁度	水質基準と同じ項目。水質基準値は2度以下であるが、より質の高い水道水を供給するという観点から1度以下の目標値が定められている。	濁り
26	pH値	水質基準と同じ項目。水質基準値は5.8~8.6であるが、水道施設の腐食を防止するという観点から7.5の目標値が定められている。	
27	腐食性(ランゲリア指数)	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、pH値、カルシウムや総アルカリ度、蒸発残留物から計算される。数値が負の値が大きいほど腐食傾向は強くなる。水道施設の腐食を防止するという観点から目標値が定められている。	腐食性
28	従属栄養細菌	有機栄養分が比較的低濃度で含まれる環境で増殖する細菌で、水質管理上の指標として目標値が定められている。水道水中で異常に増加していると配水系統において消毒剤の塩素が消失していたり、水が滞留している可能性がある。	細菌類

29	1,1-ジクロロエチレン	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、家庭用ラップの原料に使われるほか、自然界でトリクロエチレン、テトラクロエチレン、1,1,1-トリクロエタンが分解して生成することもあり、地下水を汚染することがある。肝臓障害の健康影響がある物質である。木曽川流域への工場などからの排出量は極めて少なく、原水や水道水で検出されていない。	一般有機化学物質
30	アルミニウム及びその化合物	水質基準と同じ項目である。水道水に残留することがあり、多いと白濁の原因となる。水質基準値は0.2mg/L以下であるが、水道水の着色を防止し、より質の高い水道水を供給する観点から0.1mg/L以下の目標値が定められている。	色